

役員退職金規程

社会福祉法人いじみの福社会

平成 31 年 4 月 1 日施行

社会福祉法人いじみの福祉会 役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いじみの福祉会（以下「法人」という）の理事及び監事（以下「役員」という）が退任した場合の退職金について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、常勤の理事及び監事の退任時について適用し、非常勤の理事及び監事の退任時については適用範囲外とする。

(退職金の決定)

第3条 退任役員に支給する退職金は、この規程に基づいて支給する旨を評議員会に諮り決定する

(退職金の算定基準)

第4条 退任役員に支給する退職金は、次の式に基づいて計算し、1円未満の端数は切り捨てとする。

$$\text{退職金} = \text{最終報酬月額} \times \text{常勤役員在任年数} \times \text{功績倍率}$$

(常勤役員在任年数)

第5条 常勤役員在任年数は、常勤の役員であった期間のうち、1年を1単位として1年未満の端数は切り上げとする。

(功績倍率)

第6条 退職金の算定基準における功績倍率は、次のとおり定める。

<理事長常勤在任年数=20年以上>	×	5.0
<理事長常勤在任年数=15年以上20年未満>	×	4.5
<理事長常勤在任年数=10年以上15年未満>	×	4.0
<理事長常勤在任年数=5年以上10年未満>	×	3.5
<理事常勤在任年数=20年以上>	×	4.0
<理事常勤在任年数=15年以上20年未満>	×	3.5
<理事常勤在任年数=10年以上15年未満>	×	3.0
<理事常勤在任年数=5年以上10年未満>	×	2.5

2 前項において、対象となる役員が複数の常勤在任年数に該当する場合は、より高い倍率の功績倍率を適用する。

(功労加算)

第7条 在任中、特別に功労があったと認められる退任役員には、第4条の規程による退職金の他に、その10%を上限として加算することができる。

2 前項の功労加算は、評議員会の決議により行う。

(職員兼務理事の取扱い)

第8条 この規程により支給する退職金は、職員兼務理事に対し、職員としての退職金は

含まないものとする。

(死亡退職金)

第9条 役員が在任中に死亡した場合は、本規程に基づき算出した死亡退職金を、その遺族に支給する。

(特別増減)

第10条 法人に重大な損害を与えた退任役員については、評議員会の決議により相当の減額を行うことが出来る。

(支給時期および支給方法)

第11条 退職金は、評議員会の決議後3ヶ月以内に支給する。

2 法人の特別な事情により、退職金の即時支給が困難な場合は、退任役員と協議のうえ、支給時期、分割支給などの支給方法を別に決めることができる。

(退職金からの控除)

第12条 退職金を支給する際は、次のものを控除する。

- ① 法令に基づく源泉所得税
- ② 法人に対する債務

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。